

事務連絡
令和4年2月1日

各県立学校長様

教職員課長

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の待機期間について

標記のことについては、令和4年1月25日付け事務連絡において、「県立学校にあっては従来通り、保健所等の指示を基本に10日間の待機として対応する」と連絡したところですが、このたび、国通知のさらなる一部改正により、令和4年1月28日からの濃厚接触者の待機期間の取扱いが変更されたことを踏まえ、教職員の対応についても「**県立学校にあっては保健所等の指示を基本に7日間の待機として対応する**」こととしますので、適切な対応をお願いします。

各学校においては、引き続き校内での感染拡大防止に努めるとともに、教職員に多くの感染者等が発生した場合に備え、授業の振替や課題の準備等の再確認を改めてお願いします。

<本件連絡先>
教職員課人事班（県立学校担当）
（078-362-3750）

事 務 連 絡
令 和 4 年 2 月 1 日

各市町組合教育長 様

兵庫県教育委員会事務局
教 職 員 課 長

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の待機期間について

標記のことについては、令和4年1月25日付け事務連絡において、「県立学校にあっては従来通り、保健所等の指示を基本に10日間の待機として対応する」と連絡したところですが、このたび、国通知のさらなる一部改正により、令和4年1月28日からの濃厚接触者の待機期間の取扱いが変更されたことを踏まえ、教職員の対応についても「**県立学校にあっては保健所等の指示を基本に7日間の待機として対応する**」という旨連絡しましたので、お知らせします。

各学校においては、引き続き校内での感染拡大防止に努めるとともに、教職員に多くの感染者等が発生した場合に備え、授業の振替や課題の準備等の再確認を改めてお願いします。

< 本件連絡先 >
教職員課人事班（市町立学校担当）
（078-362-3751）